

小松市物品購入及び業務委託に係る条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法令その他別に定めるもののほか、物品の購入（以下「物品購入」という。）及び業務委託に係る条件付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2規定により行う一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる案件（以下「対象案件」という。）は、次の各号のとおりとする。ただし、災害等により緊急に契約を締結する必要がある場合、その他市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格が2千万円以上の物品購入
- (2) 予定価格が2千万円以上の業務委託（小松市業務委託監督要領第2条に規定する業務を除く）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

(入札に参加するものに必要な資格)

第3条 市長は、競争入札参加資格を有する者について、対象案件の内容に応じて、次の各号のうち必要と認める事項を、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として定めるものとする。

- (1) 対象案件についての本市の入札参加資格業種
- (2) 対象案件に係る業種の営業所等の所在地
- (3) 対象案件に係る同種又は類似の実績の内容
- (4) 対象案件に必要な資格及び許可の状況
- (5) その他特に必要と認める事項

2 施行令第167条の4の規定に該当する者及び第5条に定める対象案件の公告の日から入札の日までの間に小松市の指名停止措置を受けている者は、入札に参加できないものとする。

(入札参加資格等の審議)

第4条 市長は、予定価格が2千万円以上の物品購入の入札を行う際は、小松市契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に次の事項について審議を行わせるものとする。

- (1) 入札参加資格
- (2) 入札参加資格確認申請者の入札参加資格の有無及びその資格がないと認めた者からの請求に対する対応
- (3) その他必要と認める事項

(公告)

第5条 市長は、施行令第167条の6及び小松市財務規則第102条の規定により、入札参加資格、入札の場所及び日時、その他入札について必要な事項を公告するものとする。

(入札参加資格の確認申請)

第6条 対象案件の入札に参加しようとする者は、前条の公告に定める期限までに、入札参加資格

確認申請書（以下「確認申請書」という。）に関係資料を添えて、市長に入札参加資格の確認を申請するものとする。

- 2 前項の確認申請書及び関係資料は、申請者に返却しないものとし、無断で公表したり、他の目的に使用できないものとする。

（入札参加資格の確認等）

第7条 入札参加資格の確認は、次の各号のとおりとする。

- （1）市長は、確認申請書及び関係資料に基づき、入札参加資格の有無を決定するものとする。
- （2）入札参加資格の有無の確認は、確認申請書の提出期限の末日をもって行うものとする。
- （3）入札参加資格の有無を決定したときは、申請者に競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

（無資格者に対する理由説明）

第8条 前条の規定により、入札参加資格が無いと決定された者は、市長に対し、同条の通知の日から7日以内に書面をもって決定理由の説明を求められるものとする。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、書面をもって回答するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第9条 市長は、第7条第1項第3号の規定による通知の後において、対象案件の入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格者を入札に参加させてはならない。

- （1）第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- （2）第6条第1項の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

- 2 市長は前項の規定により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときには、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。